

第4 母子家庭等の福祉

1 母子・父子・寡婦福祉

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭）及び配偶者のない男子（父子家庭）の福祉を増進するため、母子・父子自立支援員の活動があります。

また、配偶者のない女子で扶養していた子どもが20歳を超え、母子家庭ではなくなったが、なお生計を維持している場合を寡婦といい、母子及び父子に準じ救済制度がとられています。

可児市母子寡婦福祉連合会加入状況

（令和5.4.1現在）

地域	久々利	平牧	広見	今渡	土田	春里	帷子	計
寡婦	15	0	7	3	10	0	5	40人
母子	5	0	8	11	7	0	8	39人

2 相談・指導

◎母子・父子自立支援員

- ①母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行います。
- ②母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の職業能力の向上や就労の支援を行います。
- ③母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する諸調査を行います。

3 福祉対策

（1）資金貸付制度（岐阜県）

母子福祉資金貸付、父子福祉資金貸付、寡婦福祉資金貸付制度があり、母子家庭、父子家庭、寡婦が経済的に自立し、しあわせな生活を営むために必要な資金を低利又は無利子で貸し付けています。

貸付金の種類

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥就職支度資金 | ⑦医療介護資金 | ⑧生活資金 |
| ⑨住宅資金 | ⑩転宅資金 | ⑪就学支度資金 | ⑫結婚資金 |

貸付限度額、貸付機関、償還期間、利子等は種類によって異なります。

令和５年度 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

資 金 名	母 子		父 子		寡 婦	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
修 学 資 金	5件	3,986,004円	0件	0円	0件	0円
就学支度資金	4件	1,840,000円	0件	0円	0件	0円
生 活 資 金	1件	432,000円	0件	0円	0件	0円
事業継続資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
住 宅 資 金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
技能習得資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
結 婚 資 金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
修 業 資 金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
転 宅 資 金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
医療介護資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
事業開始資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
就職支度資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
合 計	10件	6,258,004円	0件	0円	0件	0円

(2) 母子家庭等並びに父子家庭の医療費助成

母子家庭等の母及び18歳未満の子（18歳に達した日以後に到来する最初の3月31日まで）並びに父子家庭の父及び18歳未満の子（18歳に達した日以後に到来する最初の3月31日まで）に医療費（保険内診療の自己負担分）を助成します。

令和５年度	受給資格者（月平均）	支給件数	支給額
母子家庭等の医療費支給状況	2,067人	34,052件	89,370,579円
父子家庭の医療費支給状況	151人	1,949件	5,811,454円

(3) その他の制度による対策

母子・父子・寡婦及び福祉連合会への優遇制度があります。

- ① 専売品販売の特別配慮
- ② 売店等設置の特別配慮
- ③ 通勤定期乗車券の特別割引制度（ＪＲのみ）
- ④ 税制上の軽減

4 その他の制度

(1) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の能力開発による自立を促進するため、受講開始前にあらかじめ教育訓練講座の指定を受けた人が、講座を修了した場合に給付金を支給します。

○対象：児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあり、市が定める対象者の基準を満たす人

○対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

○給付金の額：受講のために支払った費用の60%相当額（上限20万円）

（注1）60%に相当する額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金を支給しません。

（注2）雇用保険制度の教育訓練給付金の対象者は、自立支援教育訓練給付金の額から、教育訓練給付金の額を差し引いた額が支給されます。

（2）ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が専門的な資格を取得するため、6か月以上（※）養成機関で修業する場合に高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。

※令和5年度末までの対象期間。通常は1年以上。

○対象資格：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士などの国家資格。

デジタル分野等の民間資格（CCNP、LPIC、CAD等）※令和4年度限り

○支給の対象期間：修業する全期間（上限4年）

○支給額：訓練促進給付金 ※ 月額 100,000円（市民税非課税世帯）

※ 月額 70,500円（市民税課税世帯）

※ 修業期間の最後の1年は月額40,000円加算

修了支援給付金 50,000円（市民税非課税世帯）、25,000円（市民税課税世帯）

（3）ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、自分たちで企画・運営することにより共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ります。

○対象者 ひとり親家庭の親子

○回数 年5回程度 開催

○内容 交流イベント、体験ワークショップ、入園・入学・進級お祝い会など